

令和4年度

総社市市民提案型事業

実施事業応募要領



総社市市民提案型事業審議会

1 はじめに

地域課題が山積する状況の中、**市民活動団体等**※¹の様々な主体が行政と連携・協力しながら行う「協働のまちづくり」がこれまで以上に必要となります。

総社市では、平成 26 年度から、効果的な地域課題の解決や市民活動の活性化を目的として、市民活動団体等が地域課題の解決等に向けて、自主的、主体的に企画立案、実施する**公益性のある事業**※²について補助金を交付する「市民提案型事業」を設けています。このことによってまちづくりを市民主体で進めていくための「公共の担い手」を創出し、官民協働の推進を目指しています。

※1【市民活動団体等】

特定非営利活動法人（NPO 法人）、ボランティア団体、地域自治組織、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体。

※2【公益性のある事業】

市民活動団体等が自主的に公益（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。）に貢献する活動で、地域課題の解決や改善に向け、営利を主たる目的としない事業。



2 事業の流れ

説明会	応募希望団体を対象に実施します。	令和3年11月8日(月) 令和3年11月11日(木)
公募	申込書に必要書類を添付し、人権・まちづくり課まで提出してください。	令和3年11月15日(月) ～令和4年1月7日(金)
ヒアリング	申込内容について、人権・まちづくり課によるヒアリングを行います。	令和4年1月上旬
一次審査	審議会において書類審査を実施します。	令和4年2月上旬
二次審査	事業計画書に基づき、公開プレゼンテーションを行います。	令和4年2月下旬
採択決定	審査結果を踏まえて、補助事業採択の可否、補助予定額を決定し、通知します。	令和4年3月上旬
交付申請	補助金交付申請書に必要書類を添付し、人権・まちづくり課まで提出してください。	令和4年3月
交付決定	申請書に基づき、交付について決定します。	令和4年4月
補助金の請求・交付	概算払を希望する団体には、概算で10割の補助金を交付することができます。	令和4年4月下旬～5月
事業実施	活動内容に変更が生じた場合には、補助金の変更申請が必要となります。	令和4年4月 ～令和5年3月
中間報告	中間報告シートを元に、中間報告会(公開)を行います。	令和4年10月頃
実績報告	実績報告書に必要書類を添付し、人権・まちづくり課まで提出してください。	補助事業が完了した日から 30日以内又は令和5年3月 31日のいずれか早い日まで
補助金の請求・交付	補助金額を確定し、補助金の精算を行います。	実績報告書提出後 10～30日以内
事業報告	実施事業の内容や成果・問題点などの報告会(公開)を実施します。	令和5年度

3 募集テーマ

募集テーマは特に指定しておりません。市民の皆さんの自由な発想と行動力を活かし、地域課題の解決や魅力的なまちづくりを行うための提案をお待ちしております。

市民活動団体等が総社市内で自発的かつ自立的に実施する活動で、公益性がある活動を対象としています。

～例えばどんな事業があるの？～

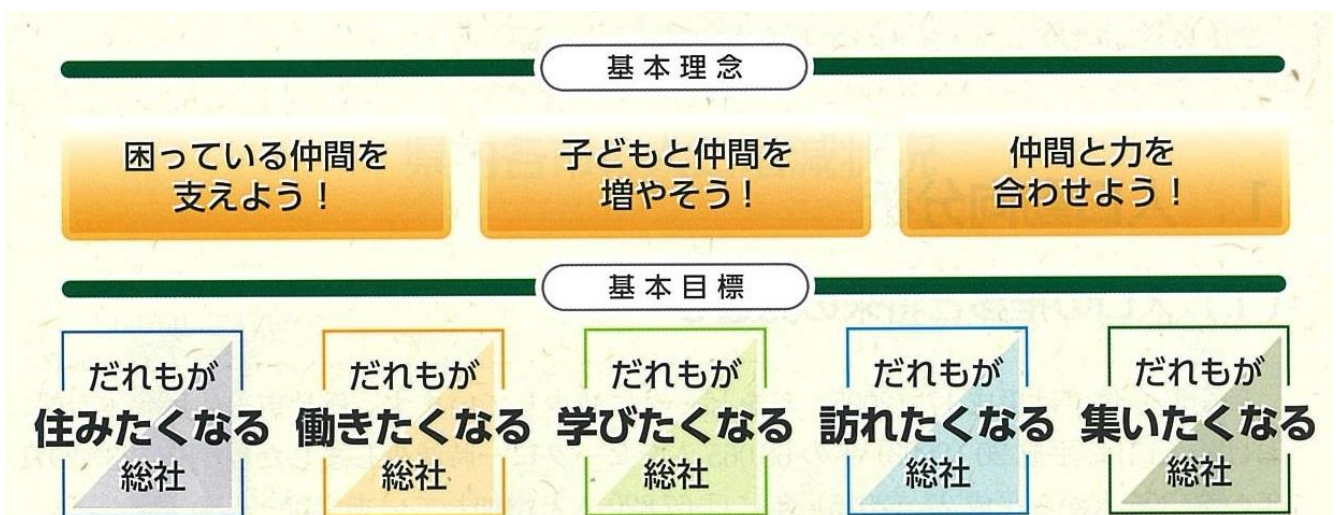
- ・地域の防災意識を高めるための事業
- ・地域の交流のためのイベントを実施する事業
- ・地域の文化、歴史を保存し、発信していく事業
- ・地域の伝統行事を後世へ継承させるために、PRしていく事業
- ・多文化共生を推進する事業
- ・子育てに関する知識を深めるための講演会やワークショップを開催する事業

～昨年度採択された団体の事業内容～

https://www.city.soja.okayama.jp/jinken-machi/kurashi/kyodo/siminteian/shiminteiangatajigyohoukokukai_1_3.html



第2次総社市総合計画では、目指す都市像である「岡山・倉敷に並ぶ新都心 総社 ～全国屈指の福祉文化先駆都市～」の実現のため、次のように定めていますが、本市民提案型事業は、必ずしもこれにとらわれる必要はありません。



4 応募資格

- (1) 年度内の提案は1団体につき原則として1事業までです。
- (2) 応募する団体は、以下の要件をすべて満たすことを条件とします。
 - ① 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。
 - ② 5人以上で構成されていること。
 - ③ 代表者が明らかであること。
 - ④ 営利のみを目的としないこと。
 - ⑤ 政治的活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- (3) 事務遂行に必要な人員の不足等により、二次審査の公開プレゼンテーションへの参加及び事業完了後の実績報告ができない場合は、応募・採択を取り消す場合があります。

※平成29年度事業より、同一補助事業への補助金の交付は、5回を限度とすることに変更しました。(改正前は3回)

5 対象事業の要件

次に掲げる要件を満たすものが補助の対象になります。

- (1) 申込団体が自発的かつ自立的に実施する総社市内の公益活動
- (2) 総社市の地域課題の解決や改善につながる事業
- (3) 次の要件をすべて満たすもの。
 - ① 申込団体が実施主体となる事業
 - ② 当該年度内に実施する事業
 - ③ 同一年度内に他の補助金等を受けていない事業
 - ④ 原則として総社市内で実施する事業

もし利益が発生した場合は地域への還元を行うこと。

5-2 補助対象にならない事業

- (1) 営利のみを目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体が利益を受ける事業
- (3) 宗教、政治、選挙活動に関する事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 実施主体が個人である事業

6 補助内容

【補助金額】 1事業50万円を上限(千円未満は切り捨て)とする。

【補助率】 補助対象事業費の10分の10以内

※ただし、次のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定を取り消し、または補助内容を変更して補助金を一部又は全額返還していただきます。

- (1) 必要な届出・報告を怠ったり、虚偽の届出・報告をしたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 対象となる団体の要件を満たさなくなったとき
- (4) 交付した補助金に残金が生じたとき

6-2 補助対象事業費

対象となる事業費は、事業実施に直接必要と認められる経費です。

(交付決定日～事業終了日までに支払った経費に限ります。)

項 目	対象となる事業費の例
報 償 費	外部講師への謝礼
人 件 費	アルバイト、事務担当者等のスタッフの経費 ※補助金額の3割以内
旅 費	外部の講師、指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費 ※日時・交通機関・経路・運賃等を明確にしてください 上限 宿泊費 13,000 円/日
消 耗 品 費	事務用品・用紙等 1 点 1 万円未満の物品の購入代
原 材 料 費	材料・資材の購入代
食 糧 費	お茶代 (会議、事業実施に必要不可欠と認められるもの。)
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスターの作成費用、資料印刷代
燃 料 費	灯油代、ガソリン代
光 熱 水 費	電気、ガス、水道料金
通 信 運 搬 費	郵便代、送料
手 数 料	口座振込手数料、クリーニング代
保 険 料	事業実施に伴い加入する保険料 (ボランティア保険等)
使用料・賃借料	会議・イベントで使用する施設使用料、物品の賃借料 ※施設使用料が必要となるかどうかは、事前に各施設へ御確認ください。
委 託 料	専門知識・技術を要する業務の委託費用
備 品 購 入 費	事務用器具等 1 万円以上の物品 ※補助金額の3割以内
そ の 他 経 費	その他活動に必要と認められる経費

6-3 補助対象外事業費

次のような事業費は対象となりません (一例です。)

- ・参加者の食糧費 (6-2「食糧費」で定められたものを除く。)、記念品代、土産代
※参加者の適正な実費負担が原則
- ・団体の経常的な運営に要する経費
- ・団体の構成員に対する賃金 (6-2「人件費」事務担当者等のスタッフの経費を除く。)、
弁当代
- ・事業実施期間外に支払った経費
- ・使途や支払い年月日が不明なもの

7 応募方法

【募集期間】 令和3年11月15日（月）午前8時30分～

令和4年1月7日（金）午後5時15分

【応募先】 総社市役所 市民生活部 人権・まちづくり課（本庁舎2階）に提出してください。（郵送の場合は、当日消印有効）土日祝または午前8時30分以前・午後5時15分以降は、宿直窓口（市役所西側通用口）を御利用ください。ただし、最終日1月7日（金）は、午後5時15分で締め切りとします。メールでの提出は、下記問い合わせ先のアドレスにお送りください。

【提出書類】 次の書類を各1部提出してください。（原則A4サイズ）

提出後の加筆訂正は認めません。

- (1) 事業申込書（様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体概要書
- (5) 資格要件に関する誓約書
- (6) 団体の定款，規約，会則またはこれに代わるもの（任意様式）
- (7) 団体の会員名簿及び役員名簿（任意様式）
- (8) 申込団体の前年度活動報告書及び決算書（任意様式）
- (9) その他，活動概要がわかる資料（チラシ・新聞記事等）

※（6）～（9）は必須ではありませんが、可能な範囲で用意してください。

【様式ダウンロード先】

<http://www.city.soja.okayama.jp/siseizyouhouka/sinseisyo/sinseisyo-itiran/machidukuri.html>



【事前説明会】 次のとおり本事業の説明会を実施します。

- ・第1回 令和3年11月8日（月） 午後3時から 総合福祉センター2階 技能習得室
 - ・第2回 令和3年11月11日（木） 午後7時から 総合福祉センター2階 技能習得室
- ※どちらか都合の良い日に御参加ください。

【問い合わせ先】 総社市役所 市民生活部 人権・まちづくり課 TEL：0866-92-8242

E-mail：jinken-machi@city.soja.okayama.jp

8 審査方法

事業の審査は、市民提案型事業審議会（以下「審議会」とする。）において行います。

(1) 一次審査（書類審査）

申込団体について、事業計画書等の内容及び事業担当課の意見を参考に、審議会が審査を行います。一次審査の結果は提案団体の代表者に通知します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

提案団体が事業内容のプレゼンテーションを行い、審議会との質疑応答を行います。プレゼンテーションを行わない場合は、取り下げとみなします。

二次審査は公開で行います。

【プレゼンテーション】 計画，企画案，見積もり，実績見込を説明すること。

(3) 採択事業の決定

審議会は審査基準に基づき、一次審査・二次審査の結果を踏まえて選考します。審議会の選考結果を基に、市長が採択の可否を決定し通知します。

※申込団体の利害関係者に該当する委員は、該当する団体の審査を行いません。

※二次審査の選考結果は、補助金の交付を約束するものではありません。

8-2 審査基準

次の審査項目に基づいて審査します。

審査項目	
公益性	制度の目的に合致し、公共の利益につながるか
合理性	課題を解決する手法として合理的か
事業の適格性	予算の積算が適切で、課題設定や対象が限定的でないか
先進性・先駆性	発想や着眼点に先駆性や独創性が感じられるか
協働性	多様な担い手との連携が十分図れているか
継続性・発展性	事業の継続や新たな展開への発展が期待できるか
自発性	自発的に事業に取り組む姿勢や意欲が感じられるか
実現性	事業が着実に実行できる計画や組織が認められるか

9 補助金の交付について

補助金の交付が決定した団体には、概算で10割の補助金を振り込むことができます。交付決定した団体で、概算払を希望する場合は、団体名義の口座を御用意ください。

10 事業の進め方

補助金の交付が決定した団体には、交付決定金額に基づいて補助事業を実施して頂き、終了後には事業報告書類（事業内容及び収支精算）を提出していただきます。事業期間内には円滑な事業実施のため、進捗について1回程度の間接報告をしていただきます。

※事業内容等に変更が生じる場合には、人権・まちづくり課へ速やかに「補助金交付変更・中止（廃止）承認申請書」を提出してください。

また、市の広報紙やホームページ等に事業内容を公開する際に、原稿の寄稿などの協力をお願いすることがあります。

なお、本事業周知のため、各事業のチラシやポスター等には、「令和4年度 総社市市民提案型事業」と明記してください。

10-2 活動発表

事業の成果を広く市民の方々に周知するとともに、補助事業の成果を客観的に評価し、継続の可否を審査することを目的に、事業報告会を開催します。

その他、本事業周知のため、展示物の作成などの協力をお願いすることがあります。

11 情報公開

提出書類等は個人情報に関する部分を除き、情報公開の対象となります。また、二次審査のプレゼンテーション、中間報告会及び事業報告会は原則公開で実施するとともに、提出資料を資料として配布します。提出物は著作権や肖像権に配慮し、あらかじめ関係者に許可を取るなど、団体で責任を持って対応してください。

令和4年度

総社市市民提案型事業

Q & A

**市民提案型事業って
どんな事業かな？**



総社市市民提案型事業 Q&A

1 総論

Q1 市民活動団体等とはどのような団体ですか？

(答)

特定非営利活動法人（NPO 法人）、ボランティア団体、地域自治組織（町内会等）、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体です。

Q2 公益性のある事業とはどのような事業ですか？

(答)

市民活動団体等が自主的に公益（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。）に貢献する活動で、地域課題の解決や改善に向け、営利を主たる目的としない事業です。

2 交付条件

Q3 団体会員が総社市民である必要がありますか？

(答)

総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあれば、総社市民でなくても応募できます。応募資格については「実施事業応募要領」の P.4 をご覧ください。

Q4 他の補助金も同時に受けたいが可能でしょうか？

(答)

同一年度内に他の補助金（国や県など）を受ける場合、本補助金の交付を受けることはできません。

ただし、市民提案型事業に応募する事業とは全く異なる事業で、経費の切り分けが可能な場合は、団体として他の補助金を受けていても問題ありません。その際は、事前に関・まちづくり課までご相談ください。

Q5 必ず50万円の予算で申請しなくては行けませんか？

(答)

補助金額の上限は50万円ですが、必ずしも50万円で申請する必要はありません。補助対象事業費（千円未満は切り捨て）の金額で申請してください。

Q6 補助金は最大何年まで受けられますか？

(答)

同一事業への補助金の交付は最大5年間までとしています。

ただし、審査は毎年行うので、自動的に5年間の交付が約束されるわけではありません。

総社市市民提案型事業 Q&A

Q7 古民家の改修も対象事業に当てはまりますか？

(答)

古民家の改修も対象事業に該当しますが、改修が目的ではなく、改修後にどのような活動を計画しているのか、それによってどのような地域貢献・活性化が見込まれるのかといった点が、審査の際に重要となってきます。

3 補助金の対象

Q8 事業実施に向けて予め購入していた物品等について補助の対象になりますか？

(答)

交付決定日以前に支払った経費については、補助の対象となりません。領収書の日付には十分ご注意ください。

Q9 団体の構成員の昼食代は補助対象事業費の対象となりますか？

(答)

団体の構成員の昼食代は、補助対象となりません。ただし、外部講師やボランティアスタッフに対する軽微な昼食代は認められます。また、団体の構成員であっても、会議や野外作業の際のお茶代は補助対象となります。

Q10 物品の購入や業者への委託は、総社市内の業者に依頼する必要がありますか？

(答)

市内の業者に限定する必要はありません。経費を抑えるためや商品の性質上、インターネット通販での購入になったとしても、問題ありません。

ただし、事業報告の際に領収書等の提出が必要となるので、各通販サイトで提示される領収書やページの画面を印刷するなどしてください。

Q11 1万円未満の机や椅子を購入予定ですが、備品購入費に該当しますか？

(答)

1個あたりの単価が1万円未満であれば、消耗品費として計上してください。

備品購入費は補助金の3割以内（補助金50万円の場合は、15万円まで）という制限があるので注意してください。3割を超えてしまう場合は、団体から支出するかレンタルやリースなどで対応するようにお願いします。

総社市市民提案型事業 Q&A

4 申込・審査について

Q12 申し込みの際、どのような書類を提出する必要がありますか？

(答)

(1) 事業申込書のほか、(2) 事業計画書、(3) 収支予算書、(4) 団体概要書、(5) 資格要件に関する誓約書の提出を求めています。その他、(6) 団体の定款、規約、会則またはこれに代わるもの、(7) 団体の会員名簿及び役員名簿、(8) 申込団体の前年度活動報告書及び決算書、(9) 活動資料がわかる資料(チラシ・新聞記事等)を可能な範囲で提出するようお願いしています。

(6)～(9)については必須ではありませんが、審議会では、提出された書類をもとに一次審査を行いますので、提出することを推奨します。

Q13 申し込み時点では、物品や材料費など金額が確定していませんがどうすればいいですか？

(答)

備品の購入や委託料等に関しては、予め見積もりをとって予算根拠を記入していただく必要があります。(見積書の提出までは求めていません。)軽微な事務用品や材料費などに関しては、概算で積算した金額を予算書に記入していただければ大丈夫です。その際は、具体的にどのような商品を購入する予定かを内訳の欄に記入してください。記入がない場合、提出後に事務局から聞き取りをする場合があります。

Q14 二次審査(プレゼンテーション審査)はパワーポイントの発表でなくてはいけませんか？

(答)

発表方法は自由です。パワーポイントでの発表だけでなく、模造紙に書いたものを準備したり、衣装を着て紹介したりと自由に発表していただいても大丈夫です。

Q15 採択される団体数はどのくらいですか？

(答)

令和4年度の予算の範囲内での採択となりますので、団体数については決まっていません。参考に、令和元年度事業は9団体、令和2年度事業は10団体、令和3年度事業は9団体が採択されています。

総社市市民提案型事業 Q&A

Q16 申込書の提出は郵送やメールでも大丈夫ですか？

(答)

郵送でも構いません。また、今年度から申込書への押印が不要となりましたので、メールでの提出も受け付けます。ただし、事業内容に関するヒアリングを行う予定としておりますので、その際にご協力をお願いします。

Q17 採択の結果はいつ頃になりますか。

(答)

3月上旬頃には団体の皆様に採択の結果をお伝えしています。採択通知が届いた団体には、「補助金交付申請書」を提出していただきます。これに基づいて、交付決定となりますので、交付決定日以降に事業実施（物品の購入等）を開始してください。

5 採択後について

Q18 採択後の流れについて教えてください。

(答)

交付決定通知書がお手元に届いたら事業を開始してください。5月頃に市民提案型事業認定式を開催し、市長から認定証を授与します。

10月頃に、中間報告会として事業の進捗状況の発表をプレゼンテーションという形で行っていただきます。中間報告会終了後には、事業の中で困っていることなどを審議会委員に相談できる交流会を設けます。

3月末までには実績報告書を提出していただき、翌年度の5月頃に事業報告会にて実績の報告をしていただきます。

Q19 補助金はいつ振り込まれますか？

(答)

4月1日以降に、概算払請求書を提出していただければ、ご指定の口座にお振込みします。請求書の提出から2週間後の木曜日が振込日となります。

(請求日は「4月1日」以降でないといけません)

Q20 振込口座の名義人と団体の代表者が違う場合でも大丈夫ですか？

(答)

団体の代表者から、口座の名義人への委任状があれば可能です。基本的には、団体の代表者の口座へ振り込みさせていただきますが、委任状を書いただければ、別の口座の方へ振り込むことは可能です。

総社市市民提案型事業 Q&A

Q2 1 年度途中で事業内容を変更したいのですが、どうすればいいですか。

(答)

変更申請書を提出していただき、承認されれば事業を変更しても大丈夫です。イベント開催日の変更や規模縮小など、軽微な変更については変更申請書を出す必要がない場合もありますので、事前に人権・まちづくり課までご相談ください。

Q2 2 補助対象事業費の中での費目間の流用は可能ですか？

(答)

予算で計上していた費目の中での少額の流用は可能です。元々予定していなかった物品の購入や委託料の発生などは、変更申請書の提出が必要となる場合がありますので、人権・まちづくり課までご相談ください。

Q2 3 補助金を全て使い切ることができませんでした。

(答)

変更申請書にて、補助金額の変更の手続きが必要となります。すでに、概算払にて補助金を受領している場合は、返還の手続きが必要となります。詳しくは、人権・まちづくり課までご相談ください。

6 その他

Q2 4 総社の広報紙への掲載やポスターの掲示などお願いできますか？

(答)

可能です。市の広報紙へ事業の掲載を希望する場合は、人権・まちづくり課まで早めにご相談ください。掲載したい月の2ヶ月前の3日頃までに、原稿を寄稿する必要があります(例：11月号に掲載したい場合、9月3日頃までに寄稿をお願いします)。ポスター等についても、スペースがあれば掲示可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、本事業周知のため、各事業のチラシやポスター等には、「令和4年度 総社市市民提案型事業」と明記してください。